

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
が休日、
の翌日
当たりの
翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの
開発行為に関する工事の完了

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集
鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

告 示

鳥取県告示第九百三十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一 九五―三	昭和六十年八月十七日

鳥取県告示第九百三十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬 一一九五―三	全 国	昭和六十年八月 十七日

鳥取県告示第九百三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
網 崎 由佳子	鳥国薬第五八四号	昭和六十年八月八日

鳥取県告示第九百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年九月十二日 鳥取県指令受鳥土維第六百四十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市二階町一丁目二一八

株式会社ウシオ

代表取締役 潮 巽市

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和六十年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年九月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和六十年九月二十八日（土）午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議 題

- 1 青谷町議会議員一般選挙における審査申立てについて
- 2 明るい選挙推進月間について

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和六十年九月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年九月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	九、〇三二
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一五〇、五三〇
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、九三六
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、五〇五
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、五八二
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、九九〇
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八八七

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、六二九
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇七〇
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、七六二
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、三二二
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八五〇